※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。
・技術提案が求めた内容に合致していない。又は、提案内容が不適切である場合
・技術提案の実施に際して第三者協議や他工事との調整が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
・技術提案の内容について維持管理への影響が不明確もしくは発注仕様と比べて劣ると想定される場合
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。
・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項
①　品質管理（舗装補修）
　供用中路線におけるアスファルト舗装補修工の品質向上の取組みについて、期待できる効果を含めて具体的に記述する。
※アスファルト混合物の配合の変更又は混合材の添加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不可とする。
②　品質管理（床版防水）
　床版に施工する床版防水システム（グレードⅡ）の品質向上について、期待できる効果を含めて記述する。

社会的要請に関する事項
③　環境対策（騒音対策）
　切削オーバーレイ作業等における近隣住民に対する効果的な騒音対策について、期待できる効果を含めて記述する。
④　安全管理
　労働安全衛生マネジメントシステム等（※１）を導入し、本工事に応じた組織的かつ継続的に安全管理活動を行うための具体的な計画について、Ａ４版片面２枚以内（Ａ３片面１枚以内でも可）にまとめ記述する。(※２)
※１　労働安全衛生マネジメントシステムは、ＩＳＯ45001、ＩＬＯのＯＨＳＡＳ18001の他、ＯＨＳＡＳ18002、厚生労働省「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」や中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会などの業界が定めるガイドラインの導入とする。ただし、受注者独自の社内システムを構築している場合は、その活動も可能とする。
※２　当該工事においては、契約後に工事中事故防止対策（安全に関する新技術）を求め、工事着手前に提出を行い、審査・採否を決定することとしている。
　このため、工事中事故防止対策（安全に関する新技術）である、ＩＣＴ（情報通信技術）・IoT（モノのインターネット）・ＡＩ（人工知能）等のセンシング技術・モニタリング技術を活用した工事中事故防止対策の提案は、本技術提案に含めてはならない。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優：技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
良：技術提案が適切であり、工夫がみられる。
可：技術提案は適切であるが、「優・良」に該当しない。
不可（不採用）：技術提案が求めた内容に合致していない、又は、提案内容が不適切である。
減点（不採用）：明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷　評価点の付与方法
【判定方式】
　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

　評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。
品質管理
①　品質管理（舗装補修）
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点
②　品質管理（床版防水）
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点
環境対策
③　環境対策（騒音対策）
・技術評価点（10点）優10点・良５点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－2.5点
④　安全管理
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点
【評価例】
　Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合
　当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.5点
　Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合
　当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15点
　Ｃ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合
　当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
　総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
　((Ｐ／Ｌ×100）－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
　ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑹　上記⑸において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑺　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。

⑻　総合評価提案の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。

⑼　技術提案にあたっての留意事項　技術提案の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足しない提案については、不可又は減点とする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ
　中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約課　電話03―5776―5600(代表)
　ＦＡＸ03―5776―5260
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
　入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。
①　交付期間　令和３年２月１日（月）から令和３年５月26日（水）まで。
②　交付場所　記４⑴に同じ。